



トップアンドコア通信

【平成 28 年 11 月 30 日号】

改正派遣法が施行されて 1 年以上が経過し、派遣会社各社では雇用安定措置やキャリアアップ支援等、これまで以上に負担が増えているようです。1~10 月の労働者派遣事業の倒産件数が増加傾向にあり、特に小規模企業の倒産が増えているとニュースになっていました。労働契約法の「無期転換ルール」の影響もあるようですが、優秀な派遣スタッフを抱える小規模事業者は、派遣事業からアウトソーシングサービスへの転換を図る動きもあります。

旧・特定派遣事業者は平成 30 年 9 月までに一般派遣事業への移行が必要となります。派遣先からの働きかけもあり、早めに手続きを進める会社さんも増えているところ、東京労働局でも、平成 30 年に入ると窓口が大変混雑することが予想されるとして平成 29 年中の申請を呼びかけています。一般派遣への移行手続き、派遣事業許可有効期間更新手続きなどは、改正法により許可要件が増えて添付書類も多くなっているため、自社で対応するには手間がかかります。ぜひ、専門家への委託をご検討ください。派遣スタッフのキャリアアップに資する教育訓練に関する計画など、より審査で指摘される事項についてサポートいたします。

●社会保険のマイナンバー取扱いについて（平成 29 年 1 月 1 日～）

平成 28 年 1 月 1 日よりスタートしたマイナンバー制度ですが、雇用保険手続きではすでにマイナンバーを記載する様式が使用されています。社会保険手続きについては、様々な不祥事から日本年金機構のマイナンバー取扱いが延期されていたため、現在もマイナンバー記載欄がない様式で運用されています。しかし、平成 29 年 1 月から社会保険手続きにおけるマイナンバーの利用開始が決まっていることもあり、まずは、健康保険組合が先行してマイナンバーを取扱うこととなりました。それに伴い、日本年金機構はマイナンバー記載欄が追加された新様式を公表しています。平成 29 年 1 月 1 日からは新様式を使用するものとし、健康保険組合の手続きにおいては、来年 3 月以降、旧様式を使用することはできません。

よって、協会けんぽに加入する場合と健康保険組合に加入する場合とで、マイナンバーの取扱いが大きく異なることになります。また、マイナンバーの取得について、協会けんぽでは直接の提出を不要とすることが通知されました。

「協会けんぽのマイナンバー取扱い」

Q：従業員のマイナンバーの提出は必要ですか？

A：事業主の皆様から協会けんぽに対して、従業員やそのご家族のマイナンバーを提出いただく必要はありません。加入者や事業主の皆様の事務負担を軽減するため、原則として、日本年金機構や住民基本台帳ネットワークから収集を行います。

■平成 29 年 1 月 1 日からの社会保険手続きの変更点

例) 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得・喪失届の場合

日本年金機構への届出：マイナンバー記載欄がある新様式に、基礎年金番号を記載して届出

健康保険組合への届出：マイナンバー記載欄がある新様式に、個人番号を記載して届出

協会けんぽへの届出：変更前の旧様式を使用して届出

平成 29 年 7 月からは、健康保険の各種手続きで他の医療保険者や行政機関等との情報連携が開始されます。この点は、健康保険組合も協会けんぽも同じです。マイナンバーを利用することにより、申請に必要な証明書の添付が一部省略可能となります。

●老齢年金の受給資格期間短縮（平成 29 年 8 月 1 日）

平成 24 年 8 月に「国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、老齢基礎年金等の受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮することが決まっていた。しかし、改正法の施行日が「消費税 10% 引上げ時から」となっていたため、今国会で施行日が改正されて「平成 29 年 8 月 1 日」となりました。

この改正により、初めて老齢基礎年金の受給権を得る人は約 40 万人、年間約 650 億円の支給となる見込みで、平成 29 年 9 月分の年金から支給（支払いは 10 月）となります。

●育児休業給付金の延長手続きの周知

従業員が育児休業を取得している間、給与が支払われていない等の要件を満たす場合は、雇用保険より育児休業給付金を受給することができます。原則、子が 1 歳になると給付金の支給は終了します。しかし、保育所に入所できない等の事由がある場合は、子が 1 歳 6 か月になるまで支給対象期間を延長することができます。この延長手続きについて、行政の周知不足による不利益が発生しているとしてあっせんが行われました。

【相談例】

- ・延長申請をするためには、あらかじめ市区町村に保育所の入所申込みを行っている必要があったが、知らなかったため、入所申込みを行っておらず、延長申請ができなかった
- ・延長申請に添付する「保育所に入所できないために子の 1 歳の誕生日以後において保育が実施されないことを証明する書類」が市区町村から発行されなかったため、延長申請ができなかった

今回のあっせんは、厚労省に対して「分かりやすく周知をすること」「市区町村に証明書を交付するよう協力を求めること」等を求めているものですが、延長申請を行う従業員には、人事・総務担当者が事前に一言伝えてあげることにより、延長申請ができない事案を予防することができます。

市区町村が発行する証明書に記載される「保育所の入所希望日」は、1 歳の誕生日前の日付でなければ延長申請が認められない点にご注意ください。

●キャリア形成促進助成金 制度導入コース

平成 28 年 4 月 1 日より、厚生労働省管轄の助成金が大幅に統廃合されました。これにより、使い勝手が良くなったと評判の助成金です。以下の 5 つのうち新たな制度を導入して実施した場合、1 制度につき 50 万円（中小企業の場合）が助成されます。人材不足の今、企業には、従業員の離職率を下げ、優良な人材に長く働いてもらうための仕組み作りが求められています。

- 教育訓練・職業能力評価制度
- セルフ・キャリアドック制度
- 教育訓練休暇等制度

その他、メンター制度については職場定着促進助成金、在宅勤務制度については職場意識改善助成金などがあります。新たに制度導入を検討される際には、有効にご活用ください。

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46 階

【大阪支店】大阪府大阪市北区大深町 3-1 グランフロント大阪タワー B14 階

【名古屋支店】愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7 階

E-mail: info@topandcore.or.jp <http://www.topandcore.com/>

TEL:03-3349-8370

TEL:06-6371-5408

TEL:052-589-8753

